

## オンライン診療活用検討事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定により開設の許可を受けた診療所又は同法第8条の規定により届出をした診療所をいう。）、200床未満の病院（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定により開設の許可を受けた病院をいう。）及び薬局（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145条）第4条第1項の規定により開設の許可を受けた薬局をいう。）（以下、「診療所等」という。）内におけるオンライン診療又はオンライン服薬指導の有効性及び安全性について検討を進めるため、県内の診療所等がオンライン診療又はオンライン服薬指導ならびにデジタル技術やデータの活用等による医療の高度化、効率化のための取組（以下、「オンライン診療等」という。）の環境整備に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### (1) オンライン診療

① 「診療報酬の算定方法」（平成20年厚生労働省告示第59号）に規定する「オンライン診療料」を算定する診療

実施にあたっては、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」（平成30年3月（令和元年7月一部改訂）厚生労働省）を遵守するものとする。

② 「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」（令和2年4月10日付厚生労働省医政局医事課、医薬・生活衛生局総務課事務連絡。以下、「4月10日付事務連絡」という。）に基づく情報通信機器を用いた診療

#### (2) オンライン服薬指導

① 「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（令和2年厚生労働省告示第57号）に規定する「薬剤服用歴管理指導料4」を算定する服薬指導

② 4月10日付事務連絡に基づく情報通信機器を用いた服薬指導

### (補助金交付の対象等)

第3条 この補助金の交付を受けることができる者は、県内に所在する診療所等の個人又は法人の開設者とする。

2 補助金の交付の基準額及び対象経費は、別表のとおりとする。

3 補助金の交付額は、次により算出するものとする。ただし、算出された額に1,000円未

満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- (1) 別表の補助基準額を上限として、それぞれの同表対象経費欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) 前号の規定により選定された額と、当該事業に要する総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。

(交付の申請)

第6条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助金所要額調書（別紙1）
- (2) 事業実施計画書（別紙2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(交付の条件)

第7条 規則第5条第1項及び第3項の規定により附する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、別記様式第2号により知事の承認を受けなければならない。
  - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
  - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに知事に報告してその指示を受けること。
- (4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。
- (5) 本県ホームページ等において、この補助事業によりオンライン診療等を行うための環境を整備する県内の診療所等の名称、住所、電話番号等を公表するものとする。
- (6) 補助事業者は、院内の掲示やホームページ等において、オンライン診療等を実施していることについて周知するものとする。

2 補助事業者が前項の条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して10日以内とする。

(状況報告)

第9条 知事は、補助事業の適正な執行等を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、期限を定めて補助事業の遂行の状況に係る報告書を提出させるものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第4号のとおりとし、その提出期限は当該補助事業の完了した日若しくは当該補助事業の廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は、補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の2月28日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- (1) 補助金精算額調書(別紙4)
- (2) 事業実績報告書(別紙5)
- (3) その他知事が必要と認める書類

(帳簿等の保存期間)

第11条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該補助事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

2 補助事業者は、前項に規定する書類について、知事の求めがあったときは、速やかに知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限等)

第12条 規則第22条ただし書の規定による財産の処分の制限をする期間は、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間(平成20年7月11日厚生労働省告示第384号)」に定める期間とする。

(実施規定)

第13条 規則及びこの要綱に定めのない事項は、その都度知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月23日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表

1 補助対象経費	2 補助対象	3 補助基準額	4 補助率
<p>オンライン診療等を実施するために必要な次の機材，その他設備等の費用</p> <p>(1) オンライン診療等を実施するために使用する機器（パソコン，タブレット端末，ウェブカメラ，モニター，マイク，ヘッドセット，ルーター等）の購入経費</p> <p>※消耗品は対象外 ※リース料可</p>	200床未満の病院	50万円	10分の10
<p>(2) オンライン診療等を実施するために導入するシステム（アカウント発行，初期セットアップ等）の初期費用</p> <p>(3) オンライン診療等を実施するために使用するシステムの月額使用料</p> <p>※インターネット通信料，クレジットカード決済手数料，患者のアプリ使用料等は対象外</p>	診療所 薬局	25万円	10分の10

※ 事業実施年度に要した経費（交付決定前の期間も含む）について補助対象とする。